

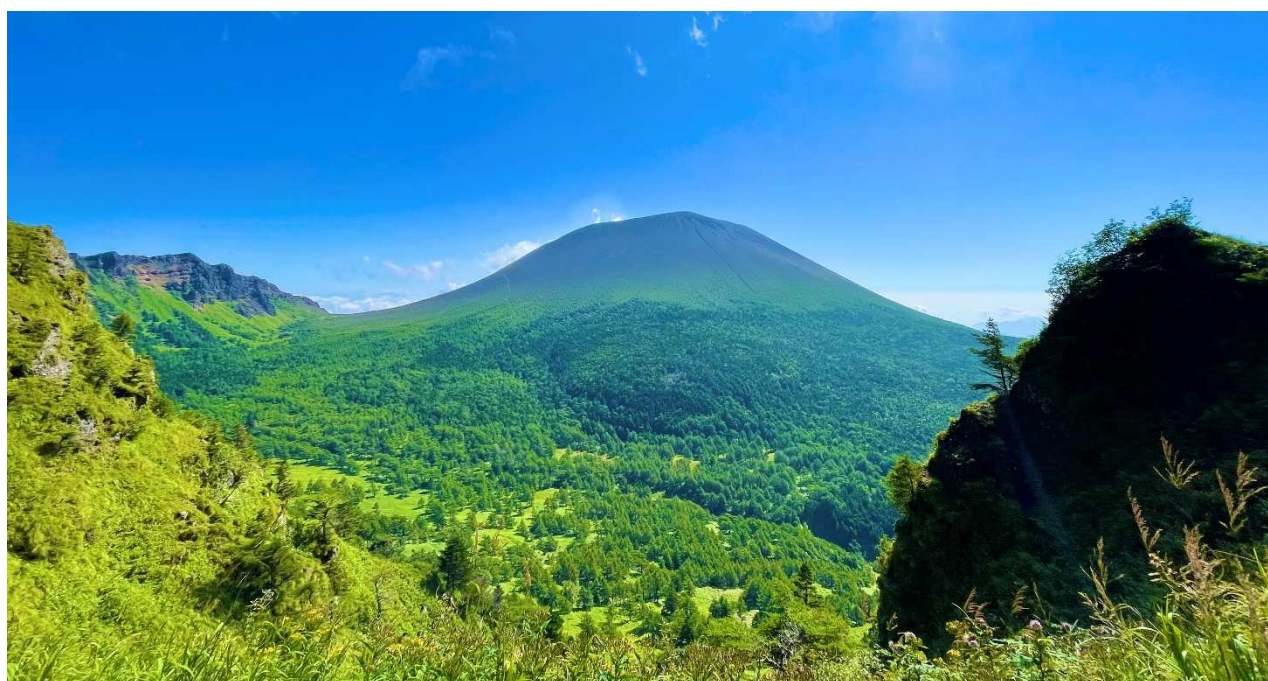
エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



浅間山開き : https://www.komoro-tour.jp/blog/id_20280/

(使用許諾 : 一般社団法人こもろ観光局)

4 月

No224

- . 再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ..... P 1
- . 成長加速化補助金..... P 2
- . 人材開発助成金 (リスキリング支援コース) P 4
- . 令和 7 年度 iDeCo の改正点..... P 7
- . 官報公告の電子化について..... P 8
- . 私の履歴書 2 8 ゴルフ場の再生 P 1 0
- . 主要補助金一覧..... P 1 2
- . 事務所カレンダー・編集後記..... P 1 3



・再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージが策定されました。

副所長 佐藤 英介

4月8日に東京商工リサーチから発表された、2024年度における日本の企業倒産（負債額1千万円以上）は1万144件（前年比12.1%増）となり11年ぶりに1万件を超えました。

倒産理由としては、物価高や人手不足により、中小零細企業の経営が圧迫された結果であり、倒産件数のうち、従業員が10人未満の企業が9割近くを占めています。物価の価格転嫁率も42%となっており、コスト上昇分の半分も回収できていません。加えて、中小企業活性化協議会への相談件数も過去最高水準となり「再生」や「再チャレンジ」の案件が増加しています。

このような倒産件数増加を背景に、政府は3月17日に「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」を策定しました。これは金融機関や土業団体等が一丸となり中小企業の経営改善や再生支援を行うためのもので、簡単に言えば、**国が「事業の廃業や再建について資金的・心理的なハードルを下げるための支援を用意したので、手遅れになる前に少しでも早く関係機関に再建や廃業の相談をして欲しい。また、関係機関側にも事業者をモニタリングし様々な形で支援できる体制を提供するように指示をした」という事です。**

「再生」とは「金融機関から返済猶予や債務減免等の支援を受けなければ事業再生が困難という状況にある中小企業の事業面・財務面での改善を図る再生」を指し、「再チャレンジ」とは「円滑な廃業や保証債務の整理を通じての再チャレンジを支援すること」を意味します。

概 要

1.早期相談に向けた取り組みの強化

経営状態の悪化が進んでしまった段階での相談にならないように、関係機関によるモニタリングの強化と、企業が経営情報を提供する事によるインセンティブの具体化、再チャレンジへの心理的なハードルを下げるための円滑な情報提供を行います。

2.事業再生支援の体制強化

事業再生支援の専門家育成や関係機関の支援体制の強化が促進され、対象事業者が躊躇せずに円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、支援内容が拡大されます。（債務整理に係る費用等の支援や保証債務の求償権放棄の円滑化等）。また、債務免除を受けた場合の税務上の取り扱いも明確化されます。

3.その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

協議会等の関与のもとで策定した計画を実行するために必要な資金支援として、信用保証付融資などの資金繰り支援や財政基盤強化支援策が整備されます。

以上が制度概要ですが、詳しい内容につきましては経済産業省のホームページや信用保証協会等の各機関にご確認ください。

現在では上記の通り、様々な対応策が整備されており、経営不振が即「破産」という選択肢に直結する時代ではなくなりつつあります。その企業の状況によって様々な対応を選択し、適切な処置を受ける事が可能です。そのためにも経営や財務状態に不安がある場合には、状況が進行し過ぎる前に中小企業活性化協議会や弊所等にお早めにご相談ください。

（副所長：佐藤英介）



・飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を支援

「成長加速化補助金」が始まります！

今年度、経済産業省は補助金施策に手厚い予算を組んでいます。5月より、売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援するため、中小企業成長加速化補助金の第1回公募が開始されます。成長志向型の中小企業の大胆な設備投資支援として、1億円以上の投資に対し、2分の1を補助（補助上限額5億円）するものです。

1．事業概要

項目	内容
1 補助上限額	5億円（補助率1/2）
2 補助事業期間	交付決定日から24か月以内
3 補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。
4 補助事業の要件	① 「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間） ※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるかは申請時に選択いただきます。 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く）。
5 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。

2．補助対象者と要件の留意事項

（1）「100億円宣言」

本補助金の対象者は売上高10億円以上100億円未満の中小企業です。申請に際しては別途「100億円宣言」を行う必要があります。100億円宣言は下記のURLを参照下さい。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html>

（2）賃上げ要件

補助事業終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（基準率）以上であることが必要です。長野県の基準率は3.3%です。これを達成しないと補助金を返還しなければならないケースが生じますので注意が必要です。

3 . 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

4 . スケジュール

第1回公募のスケジュールは下記になります。

4月下旬	公募説明会
5月8日(木)～6月9日(月)	1次公募 申請受付期間
7月上旬	1次審査結果の公表
7月下旬～8月上旬	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
9月上旬	採択結果の公表

応募は申請様式を作成した上で、補助金申請システム「jGrants」にて申請しますので、GビズIDの取得が必要です。

本補助金は令和8年度末までに**3回の公募**を行い、全体で600社程度の事業者への交付が予定されています。補助額が大きい分、事業計画の作成を含めて採択のハードルは高いと予想されます。応募を検討する事業者はしっかりとした準備が必要です。

本補助金の詳細は下記を参照下さい。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKBeMAP>

（担当：英和コンサルティング）



・ 人材開発助成金 事業展開等リスキリング支援コース

この助成金は、令和4年～令和8年度の期間限定として創設された助成金です。企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図る取り組みを支援するもので、以下のような人材育成に取り組む事業主を対象に**訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を効率で助成**します。

既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成

業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材の育成

「事業展開」とは

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する

・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する

「デジタル・DX化」とは

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

例 ・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた

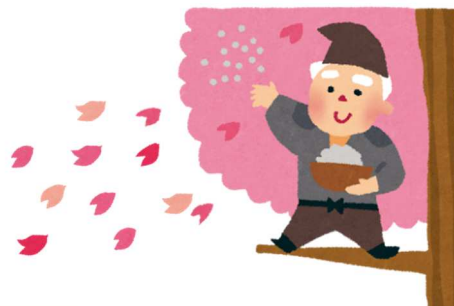
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した

「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO₂等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

例 ・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した

・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等



1. 支給対象訓練

助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が 10 時間以上であること

ＯＦＦ－ＪＴ（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること

職務に関連した訓練で合って以下のいずれかに該当する訓練であること

企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

事業展開は行わないが、事業主において企業内のＤＸ化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」(様式第 2 号)を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備が必要です。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、3 年以内に実施する予定のもの、または 6 ヶ月以内に実施したものである必要があります。

2. 助成率・助成額

助成額・助成率は次の表のとおりです。

経費助成	賃金助成（1 人 1 時間当たり）
75%（60%）	1,000 円(500 円)

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

e ラーニングによる訓練等、通信制による訓練等、定額制サービスによる訓練及び育児休業中訓練は経費助成のみです。

3. 支給限度額

（1）経費助成限度額（1 人 1 訓練当たり）

定額制サービスによる訓練以外の場合、1 人 1 訓練当たりのＯＦＦ－ＪＴにかかる経費助成の限度額は、実訓練時間数に応じて下表のとおりです。

定額制サービスによる訓練の場合は、1 人 1 月あたり 2 万円です。

企業規模	10 時間以上 100 時間未満	100 時間以上 200 時間未満	200 時間以上
中小企業事業主	30 万円	40 万円	50 万円
中小企業以外の事業主	20 万円	25 万円	30 万円

（2）賃金助成限度額（1 人 1 訓練当たり）

1,200 時間が限度時間となります。ただし、専門実践訓練時間については 1,600 時間が限度時間となります。

4. 支給に関する制限

- 訓練等受講回数の制限

助成対象となる訓練等の受講回数の上限は、1 労働者につき 1 年度 で、3 回までです。

定額制サービスによる訓練の場合は、人への投資促進コースの定額制訓練、自発的職業能力開発訓練、事業展開等リスクリング支援コースの定額制サービスによる訓練について、両コース合わせて 1 労働者につき 1 年度で、3 回までです。

- 1 事業所の支給額の制限

1 事業所が 1 年度 に受給できる助成額は、1 億円

支給申請日を基準とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

5. 手続きの流れ

申請の前提	相談先	各都道府県労働局またはハローワーク
・ 社内の職業能力開発推進者の選任 ・ 社内の事業内職業能力開発計画の策定		

職業訓練実施計画届の提出	提出先	各都道府県労働局
● 職業訓練実施計画届の提出 ● 訓練開始日から起算して 6 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に 「訓練実施計画届」(様式第 1-1) と必要な書類を各都道府県労働局へ提出 計画の内容に変更がある場合は変更届の提出が必要		

支給申請書の提出	提出先	各都道府県労働局
● 訓練終了日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に「支給申請書」(様式第 4-2 号) と必要な書類を労働局に提出		

助成金の支給決定または不支給決定
支給審査の上、支給・不支給を決定(審査には時間を要します)

不明点等がございましたら、助成金の対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局へお問い合わせください。

参考：[人材開発助成金 事業展開等リスクリング支援コースリーフレット](#)

(担当：総務部)



令和7年度 iDeCo 改正のポイント

○「iDeCo」(イデコ)とは？

iDeCo(個人型確定拠出年金)とは、国民年金や厚生年金等の公的年金に上乗せする、任意加入の年金制度の一つです。

加入の申込みから掛金の拠出・運用まで全て自分自身で行わなければなりませんが、月額5,000円から始めることができ、加入対象者の幅も広いのが特徴です(65歳以上の方、国民年金未払い・免除・納付猶予者や農業者年金加入者等を除く)。

また、iDeCoには下記のような税制優遇措置が設けられています。

税制優遇措置	税制優遇措置	税制優遇措置
・拠出した掛金の全額が所得控除の対象、所得税や住民税が軽減される	・運用益も非課税で再投資できる(通常金融商品の運用益は課税される)	・受取時にも控除(公的年金等控除、退職所得控除)が設けられている

○令和7年度の改正点は？

令和7年度の税制改正大綱において、**月額掛金の上限引き上げ**が発表されました。

iDeCoに拠出する月額掛金には限度額が設けられていますが、この金額が引上げられます。

国民年金加入資格	現行の上限月額	改正後の上限月額
第1号被保険者 (個人事業主等)	68,000円	75,000円
第2号被保険者 (会社員等、企業年金加入者)	企業年金との合計で 55,000円	企業年金との合計で 62,000円
第2号被保険者 (会社員等、企業年金未加入者)	23,000円	62,000円
第3号被保険者 (第2号被保険者の扶養配偶者)	23,000円	23,000円 (変更なし)

表中の企業年金とは、企業型確定拠出年金(DC)・確定給付企業年金(DB)のことをさす

上限額の引上げにより、iDeCoの活用による税制優遇措置や老後の資金形成をさらに効果的に行えるようになることが期待できます。

この他、受取時の退職所得控除のルール変更(5年から10年へ)、加入可能年齢の引上げ(65歳未満から70歳未満へ)なども見込まれますが、いずれも具体的な実施時期は未定で、改正が遅れる可能性も報道されています(令和7年4月10日現在)。また、利用にあたっては個人ごとに必要な要件がありますので公式サイト等もご参照下さい。

参考：[iDeCo 公式サイト](#) | [iDeCo\(イデコ・個人型確定拠出年金\)【公式】](#)

(担当：総務部)



．官報の電子化について

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための「国の公報」です。明治 16 年の創刊以来、紙の印刷物として発行されてきましたが、「官報の発行に関する法律」の施行により、令和 7 年 4 月 1 日から完全に電子化されました。

本項では、官報電子化のポイントについて解説します。

官報公告とは

官報公告とは、日本の政府が発行する「官報」に載せられる公式の告知・公示のことを指します。官報は、日本の政府が発行する公的な情報源であり、政府の重要な通知や法律、規則、命令、裁判所の判決、予算案、特許申請など、さまざまな公式な情報が掲載されます。

【具体例】

1. 法律や政令の交付

新しい法律や政令、命令が施行される際、その内容が官報に公告されます。

2. 特許や商標の広告

特許、商標、意匠などの知的財産権に関する申請や登録について、特許庁や商標庁から公告が出されます。これにより第三者が異議を唱えるための期間が始まります。

3. 破産手続きや民事再生手続き

企業や個人が破産手続きを行った場合、その破産開始の公告や債権者集会の通知などが官報に掲載されます。

4. 会社設立や解散の広告

会社の設立、合併、解散、清算などに関する公告も官報で行われます。これにより、会社の法的な変更が広く公知となります。

ポイント 1 官報の発行方法

従来の紙の官報は、国立印刷局などでの掲示や、官報販売所での販売を通じて発行されてきました。電子化後は、官報は官報発行サイトに掲載されることにより発行され、同サイトに掲載された電子データが官報の製本となります。

電子化後の官報は、行政機関の休日を除き、毎日午前 8 時 30 分に官報発行サイトで発行され、発行から原則 90 日間は、官報全体が官報発行サイト上で閲覧・ダウンロード可能です。90 日経過後は、プライバシーへの配慮が必要な一部の記事を除き、引き続き閲覧・ダウンロードが可能です。

官報発行サイト：<https://www.kanpo.go.jp/>

ポイント2 インターネットを利用できない方のための措置

インターネットを利用できる環境にない方は、以下の方法で官報に掲載された情報を閲覧または入手することができます。

(1) 端末での閲覧方法

端末の閲覧：都道府県の設置する図書館や官報サービスセンターに設置された端末で官報発行サイトを閲覧できます。

(2) 官報サービスセンターを通じて書面を交付

発行から 90 日間、官報サービスセンターを通じて、官報に掲載された情報を記載した書面（官報掲載事項記載書面）の交付を受けることができます。

ポイント3 通信障害等による官報発行の停止時の措置

災害や通信障害などにより、官報発行サイトで官報が発行できない場合、代替措置として「書面官報」が国立印刷局本局に設置された掲示板に掲示されます。また、官報サービスセンターを通じて書面官報の頒布も行われます。

ポイント4 プライバシーの確保に関する配慮

官報には法令の規定に基づく公示事項が掲載されますが、その中には、特定の個人を対象とした処分など、プライバシーに配慮が必要な情報も含まれる場合があります。そのため、公開期間を 90 日に限定したり、記事の画像化によりテキスト抽出やテキスト検索を困難にするなど、プライバシー保護の対策が講じられます。

ポイント5 登記時の官報提出について

登記申請についても、官報の電子化に伴い、従来の官報（冊子）は廃止され、官報（電子）が製本として利用されます。今後、商業・法人登記申請や行政機関への官報提出は、官報（電子）からダウンロードした公告掲載項を利用します。

- ・オンラインでの登記：ダウンロードした官報を添付データとして登記申請します。
- ・書面での登記：ダウンロードした官報を電磁的記録媒体（CD-R など）に取り込んで提出します。なお、官報をプリントアウトした紙は登記申請に使用できない点に注意が必要です。

官報の電子化により、法令や公示事項がインターネットを通じて迅速に提供されるようになります。今後、登記申請にも電子化された官報が利用され、行政手続きのデジタル化が進むことが期待されます

参考：[内閣府 官報の電子化について](#)

[兵庫県官報販売所 官報（電子）の提出について](#)

（担当：監査部第5課）



私の履歴書 28 ゴルフ場の再生

ゴルフ人口の減少

日本のゴルフ場数は世界第2位、コース数では世界第1位とのこと。平成16年のピーク時は2,356コースでしたが、現在は2,133コースに減少しており、223コースがなくなっています。

一方、ゴルフ人口は平成12年には1,332万人でしたが、その後は年々減少し、平成18年には1,000万人を割り込み、平成28年には500万人まで落ち込みました。しかし、その後は多少回復傾向が見られ、令和4年は856万人まで持ち直しています。

運営形態については平成29年の経済産業省の資料によると、「預託金制」が主流となっており、全国で1,370件と圧倒的多数を占めています。一方で「株主会員制度」を採用しているゴルフ場はわずか63件にとどまり、「社団制」が31件であり、「預託金制との併用型」が173件となっています。

預託金とは

預託金制は、返還義務のある預り金（預託金）とプレー権という二つの性格を合わせ持つ会員権です。日本のゴルフ場では、この預託金が多額のゴルフ場の用地取得費や開発費に充てられました。預託金の大量償還請求が発生することなどは全く想定されておらず、まさにバブル投資といえるものでした。

特に、昭和30年代後半から会員が多数募集され、新規のゴルフ場が次々に開場しました。そしてバブル期には、例えば大浅間ゴルフ場で転売相場が1.2億円まで上昇し、象徴的なバブル資産として取引の対象とされました。しかし、バブル崩壊によって会員権相場は大幅に下落し、額面を大きく割込む水準となり、会員権の転売では損失が避けられないため、「せめて出資額は回収したい」と、預託金返還請求訴訟が急増した次第です。

民事再生法が、和議法に代わり平成12年4月から施行されましたが、施行からわずか3年でゴルフ場の民事再生法申請数は170社240コースにも上り、「民事再生法はゴルフ場のために作られた法律ではないか？」と言われるほど申請が相次ぎ、多発した再生計画による預託金債権の大幅なカットは社会現象にもなりました。

その結果、会員権の相場価格はさらに下落し、新規の会員募集もほとんど不可能となりました。

出雲空港カントリー倶楽部

温泉旅館の再生を通じて知り合った服部弘志弁護士は、200近いゴルフコースの再生に関与しており、経済産業省の「ゴルフ場事業再生に関する検討会座長」も務め、「ゴルフ場民事再生事例集」などの出版もしており、ゴルフ場再生の第一人者です。

服部弁護士から長野県の再生だけでなく、自分がゴルフ場の再生手続きをする場合に会計補助者として手伝ってほしいと言われたことから、私もゴルフ場の再生に関与することになりました。

最初のケースは平成22年2月に民事再生法を申請した、島根県出雲地方の第三セクターである出雲空港カントリー倶楽部です。申立代理人である弁護士の会計補助者の仕事は、まず債権者説明会において壇上で会計に関する質問に回答し、財産評定書を作成して監督委員側の会計補助者と交渉を行います。また、裁判所に毎月提出する月間報告書の案の作成や再生計画案策定支

援、債務免除益課税への対応など、実務全体に幅広くかかわっています。

飛行機で出雲へ数回出張し、前述した作業を行いました。ゴルフ場特有の問題点と会員への預託金債権のカット、預託金債権カットによる債務免除益課税の処理や当時はまだ認められていた損益通算による税メリットの説明文作成などを経験しました。

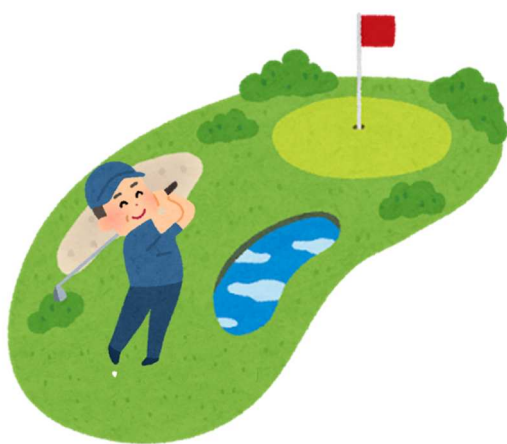
出雲空港カントリークラブの民事再生においては、市川ゴルフ興業がスポンサーとして名乗りを上げ、無事 71 億円の再生債権の処理は終わりました。

江刺カントリー倶楽部・盛岡南ゴルフクラブ

この 2 件のゴルフ場の民事再生手続きは、平成 22 年 12 月に服部弁護士が申立代理人として、民事再生の申立を行いました。市川造園土木が経営するゴルフ場でしたが、この 2 件に付き、スポンサー方式ではなく自主再生方式の民事再生手続きを、私も関与することになりました。

翌年 2 月の雪が降る中行われた債権者説明会は、一人の会員が債権者席に立って嫌がらせの質問と糾弾を行い、大変荒れた説明会となってしまいました。その嫌がらせを行った会員はその後、ゴルフ場入口の借地を買い取って、会員や従業員の通行を阻止し、業務妨害罪で起訴され裁判所で有罪となっております。債権者集会では圧倒的多数で自主再生の計画が採択され、現在でも人気のコースとして、営業を続けています。

私が関わった民事再生の債権者説明会で荒れたのはこの 1 回限りですが、思い出深いのは説明会のあと財産評定の案を裁判所に出したところで、3.11 東日本大震災が発生し、ゴルフ場も多数の会員も被害を受けたため不動産鑑定をやり直し、財産評定と 10 年間の再生計画も作成し直し再提出したことです。



【主要補助金一覧】

新事業進出補助金	
状 況	公募開始時期 調整中
参照先	新事業進出補助金リーフレット
省力化投資補助金	
状 況	第 2 回 令和 7 年 4 月中旬 ~ 5 月下旬 申請受付（予定）
参照先	https://shoryokuka.smrj.go.jp/
ものづくり補助金	
状 況	19 次募集 令和 7 年 4 月 11 日 ~ 4 月 25 日 申請受付
参照先	https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html
IT 導入補助金	
状 況	申請開始 令和 7 年 3 月 31 日 1 次締切 令和 7 年 5 月 12 日 2 次締切 令和 7 年 6 月 16 日
参照先	https://it-shien.smrj.go.jp/
小規模事業者持続化補助金	
状 況	第 17 回募集 令和 7 年 5 月 1 日 ~ 6 月 13 日 17 : 00
参照先	https://s23.jizokukahojokin.info/
事業承継・引継ぎ補助金	
状 況	11 次募集 受付期間については、下記サイトにて別途公表
参照先	https://jsh.go.jp/



事務所カレンダー



5月	2日(金)	会議日
	10日(土)	営業日
	17日(土)	営業日
6月	3日(火)	会議・研修日
	10日(火)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
	21日(土)	営業日

この予定は変更となる場合もございます

毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

編集後記

事務所ニュース4月号をお読み頂きましてありがとうございます。今後も皆様のお役に立てるような最新の情報を、お届けして参ります。

4月号の表紙は、令和7年5月8日(木)に開催される「浅間山開き」です。前号に続いて、浅間山に関するイベントとなりまして、浅間山の一年の安寧と山麓住民、観光・登山者の安全を祈願する神事と祈念登山が行われます。

また、当日はカモシカ発見率99.9%!?のカモシカサーチアイをもつ山岳ガイド、佐藤逸郎氏による「カモシカ見るまで帰れまてんツアー」も開催されます。

開催日は平日となりますが、ご興味のある方は是非ともご参加下さい。

